

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号を追認する二〇二一年二月二六日の法律第二〇二一一二一八号

フランス刑事立法研究会（訳）

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

大貝, 葵
金沢大学人間社会研究域法学系 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/4741336>

出版情報 : 法政研究. 88 (3), pp.17-34, 2021-12-13. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号を追認する二〇二二年二月二六日の法律第二〇二二―二一八号

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号を追認する二〇二二年二月二六日の法律第二〇二二―二一八号

はしがき

本資料は、少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号を追認する二〇二二年二月二六日の法律第二〇二二―二一八号^①を訳出したものである。

少年刑事司法法典の立法は、憲法第三八条に基づく、迅速手続に拠っている。即ち、授權法に基づいて政府によって作成されたオルドナンスを議会が追認するという形で同法典は成立に至った。具体的には、二〇一八年から二〇二二年の計画及び司法の改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九―二二二号^②によって、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五―一七四号^③を改正する権限が付与された政府が、少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号^④を作成し、それを議会が追認することによって、少年刑事司法法典が成立したのである。本資料は、その追認法である。

当初、同法典の施行は、二〇二二年三月三日が予定されていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、追認法の成立がずれ込み、二〇二二年九月三日となった。

資料
いる。

本法律は、上記二〇一九年オールドナンスで示された少年刑事司法法典の内容を追認するもので、字句の修正が主である。しかしながら、一部では、少年司法の根幹に関わるような修正も含まれている。例えば、少年刑事司法法典第L. 一―一条に「行為を理解し、かつ、それを意欲した少年であり、自らが対象となる刑事手続の意味を理解する能力のある少年は、弁識能力を有している」とする項を追加する第四条は、従来の行為時を基準とした責任能力の理解に変容を迫る可能性も含んでいる。

この点も含めて、二〇二一年九月三〇日の本法典の施行以降、少年刑事司法がどのように展開されるのか注意深く見守っていく必要がある。

以下、本法典を翻訳して紹介する。なお、翻訳に当たっては、井上宜裕（九州大学大学院法学研究院教授）、及び、大貝葵（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）が共同して行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつつ、全体の訳語や表現の統一を図った。

（井上宜裕）

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号を追認する二〇二二年二月二六日の法律第二〇二―二二八号

共和国大統領は、下院及び上院が採択した以下の内容の法律を審署する。

第一条

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号は追認される。

第二条

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号第九条末尾の日付「二〇二二年三月三一日」は「二〇二二年九月三〇日」に置き換えられる。

第三条

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典前文において、「考慮し (compute)」の語の後に、「彼らの最善の利

益のために（dans leur intérêt supérieur）」という語が挿入される。

第四条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第L. 一—一条は、以下のように起草される項により補充される。

「行為を理解し、かつ、それを意欲した少年であり、自らが対象となる刑事手続の意味を理解する能力のある少年は、弁識能力を有している」。

第五条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第L. 一—一条第三号の後に、以下のように起草される三号の二が挿入される。

「三の二 少年に関する事件を専門的に引き受ける自由と拘禁判事」

第六条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典序編は、以下のように修正される。

一 第L. 一—二—四第二項において、「それを行う (l'effectuer)」という語は、「当該選任を行う (effectuer ce choix)」という語によって置き換えられる。

二 第L. 一—三—一第一項において、「規則 (réglementaires)」の語の後に、「に関する (en matière)」という語が挿入される。

第七条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第一部第一編は以下のように修正される。

一 第L. 一—一—一第一項において、「少年 (mineur)」の語は、「児童または青年 (enfant ou adolescent)」という語に置き換えられる。

二 第L. 一—一—三は、以下のように修正される。

a) 二番目の「一つの (une)」という語の後、第一項の末尾は以下のように起草される。「刑罰。(peine)」

- b) 第一号及び第二号は、廃止される。
- 三 第三L. 一一二―二条は、以下のように修正される。
- a) 第一項第二文の「その(二)」という語は、削除される。
- b) 第七号は、以下のように修正される。
- ―「二三(vingt-trois)」という語は、「二二」という数字に置き換えられる。
- ―最初の「六(six)」という語は、「六」という数字に置き換えられる。
- 四 第四L. 一一二―三条は、以下のように修正される。
- a) 第一項は、以下のように修正される。
- ―第一文において、「第L. 一一二―二条(L. 一一二―二)」の参照の後に、「並びに、同第L. 一一二―二条第五号乃至第九号に挙げられる義務及び禁止(et les obligations et interdictions mentionnées aux 5^e. à 9^e. du même article L.112-2)」という語が挿入される。
- ―第二文は、削除される。
- b) 第二項は、削除される。
- 五 第五L. 一一二―一〇条第一項において、「コンセイユ(Conseil)」と「コウ語は、「コンセイユ(Conseil)」と「コウ語に置き換えられる。

- 六 第六L. 一一二―一四条第一号末尾において、「並びに児童社会扶助局において(ainsi qu'au service de l'aide sociale à l'enfance)」という語は、削除される。
- 七 第七L. 一一二―一五条第三項は、以下のように修正される。
- a) 「・」の記号は、「及び(et)」の語に置き換えられる。
- b) 「期間(durée)」の語の後に、「・」の記号が挿入される。
- c) 「年(an)」の語の後に、「・」の記号が挿入される。
- d) 最初の「及び(et)」という語は、「及び(ainsi que)」という語に置き換えられる。
- 八 第八L. 一一三―二条は、以下のように修正される。
- a) 第一項において、「子の監護権を有していた(en avait la garde)」という語は、「子が委託された(laquelle il était confié)」と「コウ語に置き換えられる。
- b) 最終項は、「公的(public)」という語によって補充される。
- 九 第三章第二節は、以下のように起草される第L. 一一三―八条によって補充される。
- ―「第L. 一一三―八条―少年司法保護局の公的部門に属したまたは少年司法保護局から認可された施設に少年が入所

するたびに、施設長、または、施設長により特別に任命された施設職員は、禁止された物もしくは物質または人身の安全もしくは財産に対する脅威を生じさせる物もしくは物質の施設内への持ち込みを防止するため、少年の検査（contrôle visuel）を行うことができる。これらの施設において、同職員は、同様の目的で、少年が滞在する個室の検査を行うことができる。当該検査は、少年の立ち合いのもとで行われるが、少年が施設内にいない場合にはこの限りではない。当該検査の実施態様は、このため当該施設により記録簿に記録されなければならない。当該措置は、個人の尊厳を尊重した上で、かつ、必要性及び比例性の原則に従って実施される。」

第八条

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九一九五〇号によつて起草された、少年刑事司法法典第L. 一三三七条は、以下のように起草される二つの項により補充される。

「収容決定の後、少年により使用されている場所が、七日間を超えて空いている場合には、当該少年を受入れている施設は、当該決定の執行の任を負う裁判官に対して、特

別に理由を付した解除請求を付託し、当該裁判官は、遅滞なく裁定を下す。

「文化的及び社会文化的活動は、第一項に示される施設内で編成される。当該活動は、とりわけ、閉鎖型教育センターに収容されている少年の表現方法、知識及び能力の発達を目的としている。本項の適用態様は、デクレでこれを定める。」

第九条

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九一九五〇号によつて起草された、少年刑事司法法典第一部第二編は以下のように修正される。

一 第L. 一二一一一条第二号末尾において、「日数罰金 (jour amende)」の語は、「日数罰金 (jours-amende)」に置き換えられる。

二 第L. 一二一一二条において、「一三二一六五」の参照は、「一三二一六二」の参照に置き換えられる。

三 第L. 一二一一三条は、以下のように修正される。
a) 第二号の後に、以下のように起草される第三号が挿入される。

「三 刑法典第一三二一六条に列挙される補充刑の一

じ。

- b) 最終項は、削除される。
- 四 第七. 一二二―二条は、以下のように修正される。
- a) 第一項において、「一六歳以上一八歳未満 (de seize à dix-huit)」という語は、「一六歳以上 (d'au moins seize)」という語に置き換えられる。
- b) 第二項において、「第四の (quatrième)」という語は、「最終の (dernier)」という語に置き換えられる。
- c) 最終項において、「これらの諸規定の (de ces dispositions)」という語は、「本条の (du présent article)」という語に置き換えられる。
- 五 第七. 一二二―二条は、以下のように修正される。
- a) 第三号において、「遵守する」と (Respecter)」という語の後に、「、(,)」の記号が挿入される。
- b) 最終項第一文において、「第三号」という参照の後、「本条の (du présent article)」という語が挿入される。
- c) 同最終項第二文は、以下のように修正される。
- ―冒頭において、「() の場合 (Lorsque)」という語が削除される。
- ―「少年に対して言い渡された、当該収容 (a été prononcée à l'égard d'un mineur, ce placement)」という

語は削除される。

- 六 第七. 一二二―三条第一項は、「、第三号を除き (Exception du 3°)」という語により補充される。
- 七 第七. 一二二―六条第二項において、「彼らが少年の監護権を行使する場合 (s'ils exercent la garde du mineur)」という語は、「少年がその居宅にいる (chez lesquels le mineur réside)」という語に置き換えられる。
- 八 第七. 一二三―二条は以下のように修正される。
- a) 第一項において、「なる (font)」という語は「なる (fait)」という語に置き換えられる。
- b) 最終項において、「第七. 五二―二六条の (de l'article L. 521-6)」という参照は、「第七. 四二―三四条第三項で定められる (prévues au troisième alinéa de l'article L. 423-4)」という語に置き換えられる。
- (九) 第七. 一二四―一条において、三番目の「少年 (mineurs)」という語は、「女子少年 (mineures)」という語に置き換えられる。

第二〇条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第二部

は、以下のように修正される。

一 第L. 二二二―二二二―一条の冒頭において、「Lorsq」の語は、「Lorsque」の語に置き換えられる。

二 第L. 二二二―二二二―一条は、以下のように修正される。

a) 一号において、「親または (parents ou)」の語は、削除される。

b) 二号において、「彼 (il)」は、「少年 (le mineur)」の語に置き換えられる。

三 第L. 二二二―二二二―八条は、以下のように修正される。

a) 第二項において、「裁判機関 (jurisdiction)」という語の後、「、()」の記号は、削除される。

b) 後ろから二番目の項は、「重罪法院 (d'assises)」という語によって補完される。

四 第L. 二二二―二二二―九条第一号において、「少なくとも (du moins)」という語は、「(de)」に置き換えられる。

第二一条

上記二〇一九年九月二二日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第L. 二二二―二二二―六条は、以下のように起草される第三号によって補

完される。

「三 司法上の予審の枠内で行われる場合を除き、勾留に關し少年に対して下される自由と拘禁判事の決定。」

第二二条

上記二〇一九年九月二二日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第三部は、以下のように修正される。

一 第L. 三二二―三二二―五条は、以下のように修正される。

a) 第二項は、以下のように修正される。

―「(pas)」の語の後に、「召喚に (à la convocation)」という語が挿入される。

―「係属する (saisie)」の語は、「係属する (saisi)」の語に置き換えられる。

b) 第三項において、「彼が(の)場合 (si)」という語は、「法定代理人が(の)場合 (si les représentants légaux)」という語に置き換えられる。

二 第L. 三二二―三二二―八条は、以下のように修正される。

a) 第一項において、「(に)際し(の)場合 (lorsqu'a)」という語は、「(に)際し、(の)場合 (lorsque, a)」に置き換えられる。

b) 第二項において、「それは (qui)」という語は、「後者は (celui)」という語に置き換えられる。

c) 最終項の前に、以下のように起草される項が挿入される。

「この書類は、デジタルフォーマットのもとでの利用が可能である。」

三 第L. 三三二一九条第一号において、「彼 (il)」という語は、「後者 (＝少年) (ce dernier)」という語に置き換えられる。

四 第L. 三三二一〇条第二号において、最初の「()」の記号は、「()」の記号に置き換えられる。

五 同第L. 三三二一〇条第四号は、「及び少年に関する司法上の措置を委託された認可を受けた民間部門」という語によって補充される。

六 「鑑定人 (expert)」の語以降、同第L. 三三二一〇条第五号の末尾は削除される。

七 第L. 三三三一一条最終項は、「少年が成人に達するまで (jusqu'à sa majorité)」という語によって補充される。

八 第L. 三三三一一条最終項末尾において、「解除 (mainlevée)」の語は、「解除 (mainlevée)」の語に置き

換えられる。

九 第L. 三三三一四条は、以下のように起草される項により補充される。

「軽罪に関して、裁判機関は、一六歳以上の少年を司法統制処分に付すことを検討する場合、検察官の請求を要請する。」

一〇 第L. 三三三一五条において、「挙手 (main levée)」という語は、「解除 (mainlevée)」という語に置き換えられる。

一一 第L. 三三二一七条第一項において、「第L. 三三一一条」の参照の後に、「本法典の (du présent code)」という語が挿入される。

一二 第L. 三三三一一条第二項は、「本法典の (du présent code)」という語によって補充される。

一三 第L. 三三三一三条は、以下のように修正される。

a) 第一項において、「言い渡すことができる (peut prononcer)」という語は、「言ひ渡す (prononce)」という語に置き換えられる。

b) 第二項は、削除される。

一四 第三編第四章は、以下のように起草される第L. 三三四一六条によって補充される。

「第L. 三三四―六条 刑事訴訟法典第七〇六―七一条の例外として、少年の勾留または勾留の延長に関して裁定を下すに際し、公の秩序の壊乱または逃走の重大な危険を理由に少年の移送が回避されなければならないと思料される場合を除いて、視聴覚通信手段によることはできない。」

第三條

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第L. 三一―一五條第二項において、二回目の「または (ou)」の語は、「及び (et)」の語に置き換えられる。

（大貝葵）

第四條

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第四部は、以下のように修正される。

一 「職権 (office)」の語以降、第L. 四二二―二條第一項第二文の末尾は削除される。
二 第L. 四二二―一條において、「少年 (mineur)」の語の後に、「及び、その法定代理人に (et a ses

représentants légaux)」の語が挿入される。

三 第L. 四二二―二條第一項は、以下のように修正される。

a) 「少年に対する訴追代替措置に関する刑事訴訟法典第41―一條の (de l'article 41-1 du code de procédure pénale relatif aux alternatives aux poursuites à l'égard d'un mineur)」という語は、「少年に対して、訴追代替措置に関する刑事訴訟法典第41―一條の (à l'égard d'un mineur, de l'article 41-1 du code de procédure pénale relatif aux alternatives aux poursuites)」という語に置き換えられる。
b) 「その法定代理人 (ses représentants légaux)」の語は、「少年の法定代理人 (les représentants légaux du mineur)」の語に置き換えられる。

四 第L. 四二二―四條は、以下のように修正される。

a) 第一項乃至第三項において、「されなければならない (doit être)」の語は、「される (est)」の語に置き換えられる。
b) 第二項において、「獲得する (obtenir)」の語は、「得なければならない (doit recueillir)」の語に置き換えられる。
c) 最終項において、二回目の「〜に (à)」の後に、

不定冠詞「ある (une)」が挿入される。

五 第L. 四二二—三條において、「少年に対する重罪に関して (en matière de crime contre les mineurs)」という語は、「重罪に関して、少年に対し (contre les mineurs en matière de crime)」という語に置き換えられる。

六 第L. 四二二—六條最終項第一文において、「第四項乃至第六項に (aux alinéas 4 a 6)」という参照は、「第三号、並びに、第五項及び第六項に (au 3. et aux cinquième et sixième alinéas)」という参照に置き換えられる。

七 第L. 四二二—八條第六項において、「三項の (de l'alinéa 3)」の語は、「第三項の (du troisième alinéa)」の語に置き換えられる。

八 第四二二—九條は、以下のように修正される。

a) 第一項の末尾において、「以下の請求に基づき裁定を下されるために少年係判事の面前に (le juge des enfants afin qu'il soit statué sur ses réquisitions tendant)」という語は削除される。

b) 同第一項の後に、以下のように起草される項が挿入される。

「1 以下の請求に基づき裁定を下されるため、少年係判事 (Le juge des enfants afin qu'il soit statué sur ses réquisitions tendant :)」

c) 第一号の冒頭において、項目表記「1 (1)」は、項目表記「a)」に置き換えられる。

d) 第二号の冒頭において、項目表記「2 (2)」は、項目表記「b)」に置き換えられる。

e) 第三号の冒頭において、項目表記「3 (3)」は、項目表記「c)」に置き換えられる。

f) 第四号は、以下のように修正される。

「冒頭において、項目表記「四 (4)」は、項目表記「2 (2)」に置き換えられる。

「第一文は、以下のように起草される。「一六歳以上の少年について、第L. 四二二—四條第三項の適用により、即日判決のために少年裁判所に事件が係属される場合、第L. 三三四—一條乃至第L. 三三四—五條に定められる案件において、審理までの間、少年の勾留に関する請求に基づき裁定を下されるため、自由と拘禁判事」。

g) 同第四号の後に、以下のように起草される項が挿入される。

「共和国検事は、自由と拘禁判事が少年の人格に関する

あらゆる有益なデータにアクセスでき、必要な場合、所定の手続を達成できるように、遅滞なく、少年係判事に通知する。」

h) 第六項第一文及び最終文において、「子ども(enfants)」の語の後に、「または、自由と拘禁判事(ou le juge des libertés et de la détention)」の語が挿入される。

i) 同第六項最終文において、「少年の親、その法定代理人(parents du mineur, ses représentants légaux)」の語は、「少年の法定代理人(représentants légaux du mineur)」の語に置き換えられる。

j) 最後から二番目の項において、「一号及び二号(1. et 2.)」の参照は、「一号の a 及び b (a et b du 1.)」の参照によって置き換えられる。

k) 最終項は、「及び自由と拘禁判事の(et du juge des libertés et de la détention)」という語によって補充される。

九 第七. 四二三—一〇条において、「第七. 四二三—九条」の参照の後、「または、同じ目的で自由と拘禁判事への係属を通知された(ou avisé de la saisine du juge des libertés et de la détention aux mêmes fins)」という語が挿入される。

一〇 第七. 四二三—一一条は、以下のように修正される。

a) 第一文において、「挙手(main levée)」の語は、「解除(mainlevée)」の語によって、「修正または取消(modification ou la révocation)」の語は、「または、修正(ou la modification)」の語によって置き換えられる。

b) 第二文乃至最終文は、削除される。

c) 以下のように起草される二つの項が付け加わる。

「少年係判事は、少年が司法統制処分または電子監視付居住指定の義務を遵守しなかったことを確認した際、第七. 三三四—四四条または第七. 三三四—五五条に定められる条件が充足される場合、請求のために共和国検事に一件書類を送付し、司法統制処分または電子監視付居住指定措置を取り消し、少年を勾留に付すために自由と拘禁判事に事件に係属させることができる。」

「勾留に付される少年またはその弁護人は、常時、少年の釈放を請求することができる。この請求は、自由と拘禁判事に対してなされ、自由と拘禁判事は、請求のために直ちに共和国検事に一件書類を送付し、少年の人格及び少年の状況の推移に関するあらゆる有益なデータを少年係判事に請求する。自由と拘禁判事は、刑事訴訟法第一四八条

資料
第三項及び最後から二番目の項に定められる条件において、共和国検事に送付後、五日以内に裁定を下す。」

一一 第L. 四三三—二二条において、「(開催)されなければならぬ (doit avoir)」の語は、「(開催)される (a)」という語に置き換えられる。

一二 第L. 四三三—二三条第一項において、「子ども (enfants)」の語の後に、「または、自由と拘禁判事 (ou le juge des libertés et de la détention)」の語が挿入される。

一三 第L. 四三一—二二条において、「召喚される (convoqués)」の語の後に、「あらゆる手段を用いて (par tout moyen)」の語が挿入される。

一四 第L. 四三二—二二条第一項第一文において、「第四 (quatrième)」の語は、「最終 (dernier)」の語に、「第二 (deuxième)」の語は、「第二 (second)」の語によって置き換えられる。

一五 第L. 四三三—二三条第二文において、最初の「上述の (précité)」とさう語は、「刑事訴訟法典の (du code de procédure pénale)」とさう語に置き換えられ、最後に、「二番目の「上述の (précité)」とさう語は、「同法典の (du même code)」とさう語に置き換えられる。」
一六 第L. 四三四—二四条において、「親または (parents

ou)」の語は、削除される。

一七 第L. 四三五—二一条において、「予審 (examen)」の語の後に、「またはその法定代理人の一人 (ou l'un de ses représentants légaux)」の語が挿入される。

一八 第L. 四三五—二二条において、「少年 (mineur)」の語の後に、「またはその法定代理人の一人 (ou l'un de ses représentants légaux)」の語が挿入される。

第二十五条

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九—九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第五部は、以下のように修正される。

一 第L. 五一—二二条は、以下のように起草される項によって補充される。

「少年係判事、少年裁判所裁判長及び違警罪裁判所裁判長は、同様に、少年の個人的な状況の調査に際し、他の当事者に対して、弁護人を在廷させたまま、退廷を命じる」とができる。」

二 第L. 五二—二三条最終項最終文において、「第L. 五一—二四条」の参照の後に、「本法典の (du présent code)」という語が挿入される。

- 三 第L. 五二一―四条は、以下のよう修正される。
- a) 第二項において、「記録 (compte-rendu)」の語は、「記録 (compte rendu)」の語によつて置き換えられる。
- b) 第四項において、「(虚字の) ne」の語は、削除される。
- c) 最後から二番目の項第一文において、「第四 (quatrième)」の語は、「第五 (cinquième)」の語に置き換えられる。
- 四 第L. 五二一―九条は、以下のように起草される項によつて補充される。
- 「教育的措置の実施日は、審理の後、当事者に通知される。」
- 五 第L. 五二一―〇条において、「宣告された (prononcé)」の語は、「または宣告された電子監視付居住指定 (ou de l'assignation à résidence avec surveillance électronique prononcés)」の語によつて置き換えられる。
- 六 第L. 五二一―六条第二項第一文において、「司法上の (judiciaire)」という語の後に、「または電子監視付居住指定 (ou d'une assignation à résidence avec surveillance électronique)」の語が挿入される。
- 七 第L. 五二一―七条第一項において、「親または

(parents ou)」という語は、削除される。

- 八 第L. 五二一―八条第二項及び第L. 五二一―九条第一項の第一文において、「第二 (second)」の語は、「第二 (deuxieme)」の語によつて置き換えられる。

九 第L. 五二一―二一条第一項において、最初の「司法上の (judiciaire)」という語の後に、「または宣告された電子監視付居住指定 (ou de l'assignation à résidence avec surveillance électronique)」の語が、二〇目の「司法上の (judiciaire)」という語の後に、「または宣告された電子監視付居住指定 (ou d'assignation à résidence avec surveillance électronique)」の語が挿入される。

一〇 第L. 五二一―二二条は、以下のように修正される。

a) 第一項において、「司法上の (judiciaire)」という語の後に、「または宣告された電子監視付居住指定 (ou de l'assignation à résidence avec surveillance électronique)」の語が挿入される。

b) 第二項において、「司法上の (judiciaire)」という語の後に、「または宣告された電子監視付居住指定 (ou d'assignation à résidence avec surveillance électronique)」の語が挿入される。

一一 第L. 五二二―二三条は、以下のよう修正される。

a) 第一項第二文の末尾において、「請求 (réquisition)」の語は、「請求 (réquisitions)」の語に置き換えられる。
 b) 第二項第一文において、最初の「〜によつて (par)」の語は、「〜にひいて (pour)」の語によつて置き換えられる。

一二 第L. 五三二―三三條最終項第二文は、以下のよう修正される。

a) 「(適用) がなされる (il est)」という語は、「控訴院が (適用する) (elle)」という語に置き換えられる。
 b) 「控訴院が第L. 五二二―一七条の諸規定を適用する旨決定する場合を除いて (sauf si elle décide de faire application des dispositions de l'article L. 521-27)」と云ふ語が、付け加わる。

第一六条

上記二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九―九五〇号によつて起草された、少年刑事司法法典第六部は、以下のよう修正される。

一 第L. 六一―一条第一項第二文において、「挙手

(main levée)」の語は、「解除 (mainlevée)」の語によつて置き換えられる。

二 第L. 六一―七条において、「援助における (en assistance)」という語は、「援助の (assistance)」という語に置き換えられる。

三 第L. 六一―二条において、「召喚される (convoqués)」の語の後に、「あらゆる手段を用いて (par tout moyen)」の語が挿入される。

四 第L. 六一―一条において、「一六歳以上一八歳未満の (de seize à dix-huit)」という語は、「一六歳以上の (d'au moins seize)」という語によつて置き換えられる。

五 第L. 六一―二条第一項において、「大審 (裁判所) (de grande instance)」の語は、「司法 (裁判所) (judiciaire)」の語に置き換えられる。

六 第二編単独章は、以下のよう修正される第L. 六一―三条によつて補充される。

「第L. 六一―三条―刑罰適用判事が保護観察付執行猶予に關して定められる義務の一つまたは複数を被有罪宣告者に命じうる、刑の修正が問題となる場合、少年係判事は、同様に、第L. 一二―二条に挙げられる措置の一つを被有罪宣告者に命じることができる。但し、閉鎖型教育

センターへの収容条件を遵守する義務は、外部収容及び仮釈放の枠内においてのみ宣告される。」

七 第L. 六三二―三条は、以下のように修正される。

a) 第一項及び第二項において、「記録簿 (fiches)」の語は、「決定 (decisions)」の語に置き換えられる。

b) 二目的の「措置 (mesure)」の語の後に、第一項の末尾が以下のように起草される。「」が確定した。(est devenue définitive.)」

八 第L. 六三二―四条第一項において、「少年に対して下された決定の（後に）、再教育が (d'une décision prise à l'égard d'un mineur, la rééducation)」とらう語は、「確定した重罪刑または軽罪刑を少年に宣告する有罪判決の（後に）、教育的更生が (de la condamnation prononcée à l'encontre d'un mineur à une peine criminelle ou correctionnelle devenue définitive, le relèvement éducatif)」とらう語に置き換えられ、「達成された (acquise)」の語は、「達成された (acquis)」の語に置き換えられる。

九 第L. 六三二―三条は、「判決裁判機関の特に理由を付したこれに反する決定がある場合を除いて (sauf décision contraire spécialement motivée de la juridiction

de jugement)」という語によって補充される。

一〇 第L. 六三二―五条において、「一三歳以上 (au moins treize)」の語に置き換えられる。

第七七条

上記二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号によって起草された、少年刑事司法法典第七部は、以下のように修正される。

一 第L. 七一一―三条、第L. 七二二―五条及び第L. 七二二―三条の第二号において、「第六三―四―四条」の参照の後に、「同法典の (du même code)」の語が挿入される。

二 第二編の表題において、「」島に (dans les îles de)」の語は、「」に (a)」置き換えられる。

三 第L. 七二二―一条、第七二二―一条及び第L. 七二二―一条において、「二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号から生じる起草 (la rédaction résultant de l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019)」という語は、「少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号

を承認する二〇二一年二月二十六日の法律第二〇二二—二一八号から生じる起草 (leur rédaction résultant de la loi n° 2021-218 du 26 février 2021 ratifiant l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs)」とらう語によって置き換えられる。

四 第L. 七二—二条第三号、及び、第L. 七二—二条及び第L. 七三—二条の第一号において、二つ目の「参照 (références)」の語の後に、「規定の (aux dispositions)」の語が挿入される。

五 第L. 七二—四号において、「モジュール (module)」の語の後に、「の (de)」の語が挿入される。

第十八条

上記二〇一九年九月二一日のオールドナンス第二〇一九—九五〇号は、以下のように修正される。

- 一 第四条は、以下のように修正される。
 - a) 第七号及び第九号第二項において、「法典 (code de)」の語の後に、「(定冠詞) la」が挿入される。
 - b) 最初の「決定 (décision)」の語の後に、第一〇号第二項の末尾が、以下のように起草される。「」が確定し

た (est devenue définitive)]

c) 第一号 a 第二項において、「司法 (justice)」の語の後に、「刑事 (pénale)」の語が挿入される。

二 第五条 II 及び III において、「第L. 四一—五条」の参照は、「第L. 四一—五条」の参照によって置き換えられる。

三 同第五条は、以下のように起草される X によって補充される。

「X. — 法律扶助に関する一九九一年七月一〇日の法律第九一—六四七号は、以下のように修正される。

「一 第一—二条第四号において、「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五—一七四号第一—一条」という語は、「少年刑事司法法典第L. 四二—一条第二号」という語によって置き換えられる。

「二 第一—九—一条第七号は、以下のように修正される。

- a) 「教育的 (éducative)」の語の後に、「刑事に関する少年係判事または少年裁判所における手続の (d'une procédure devant le juge des enfants en matière pénale ou le tribunal pour enfants)」とらう語が挿入される。

b) 最後に、「予審または判決の審理の (d'une instruction ou d'une audience de jugement)」とらう語は、

「または予審の (ou d'une instruction)」という語によって置き換えられる。

「三 第六四―二条は、廃止される。」

四 第六条において、「参照しているものと解される (sententent comme faisant référence)」という語は、「参照によって置き換えられる (sont remplacées par des références)」という語によって置き換えられる。

五 第八条VI第一号において、「情報処理、ファイル及び自由に関する一九七八年一月六日の法律第七八一―七号を修正する、個人データの保護に関する二〇一八年六月二〇日の法律第二〇一八―四九三号第三二条の適用により発せられた、二〇一八年二月二日のオールドナンス第二〇一八―一二五号、並びに、個人的なデータの保護に関する諸規定」の参照は、「公訴の迅速化及び単純化に関する二〇二〇年二月七日の法律第二〇二〇―一五二五号」の参照に置き換えられる。

六 同第八条の後に、以下のように起草される第八一条及び第八―二条が挿入される。

「第八―一条―二〇一八年から二〇二二年の計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九―二二二号第九四号IIは、廃止される。」

「第八―二条―本オールドナンスの施行後二年経過時点で、政府は、少年刑事司法法典の適用に関する報告書を議会に提出し、その報告書では、とりわけ、ありうる進展及び直面する困難を明記し、必要な場合、補充的措置または修正措置を推奨する。」

七 第一〇条第二項は、以下のように起草される。

「但し、教育的措置に関する少年刑事司法法典の諸規定、及び、少年刑事司法法典の諸規定が訴追対象の少年にとつて有利である場合には、保安処分に関する同規定は、直ちに適用される。」

本法律は、国法として施行される。

二〇二一年二月二六日 パリにつ

共和国大統領 EMMANUEL MACRON

首相 JEAN CASTEX

内務大臣 GÉRALD DARMANIN

海外担当大臣 SÉBASTIEN LECORNU

国璽尚書、司法大臣 ERIC DUPOND—MORETTI

(井上宜裕)

注

(一) Loi n° 2021-218 du 26 février 2021 ratifiant l'ordonnance

- n° 2019950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, NOR: JUSF1928288L, JORF n° 50 du 27 février 2021, Texte 1 (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/INbp7krMX+99WS3zY33_u_W-c5jqEb-SEAz0MfClvU=/JOE_TEXTE (1011年八月11日閲覧))。
- (2) Loi n° 2019222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice, NORJUST1806395L, JORF n° 0071 du 24 mars 2019, Texte 2 (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/phaG1aah17hd3JyBC-NoZ96WAKxk7JLkOufd3uP3A4=/JOE_TEXTE (1011年八月11日閲覧))。
- (3) Ordonnance n° 45174 du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante, JORF n° 30 du 4 février 1945 ([https://www.legifrance.gouv.fr/download/secure/file/sA2Gx05SFleT\\$6mple](https://www.legifrance.gouv.fr/download/secure/file/sA2Gx05SFleT$6mple) (1011年八月11日閲覧))。なお、一九四五年オルドナンスに関しては、フランス刑事立法研究会(訳)「犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス(一)(二)(三・完)」法政研究八一巻一・二号(1011年)四三頁以下、八二巻四号(1011年)一一三三頁以下、八三巻一・二号(1011年九月)一一一頁以下参照。
- (4) Ordonnance n° 2019950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, NOR: JUSX1919677R, JORF n° 0213 du 13 sept. 2019, texte

- 2 (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/joOGOT0ALGvBJBaV42Wgs1W5kS9Sg-G5RyHD65U5QAE=/JOE_TEXTE (1011年八月11日閲覧))。
- 二〇一九年オルドナンスに関しては、フランス刑事立法研究会(訳)「フランス少年刑事司法典二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九一九五〇号(一)・(二)・(三)・(四)・(五・完)」法政研究八六巻四号(1011年)一一〇五頁以下、八七巻一号(1011年)三七頁以下、八七巻四号(1011年)一〇八五頁以下、八八巻一号(1011年)一三頁以下、八八巻二号(1011年)五五三頁以下参照。

【付記】本資料は、二〇二一年末延財団研究会助成による成果の一部である。